

被扶養者の続柄 (被保険者から見た続柄)		同居・別居 の別	被扶養者 の収入の 有・無	添付書類 ◎・・・必ず添付してください。 ○・・・該当の方は添付してください。
妻		同居 (65歳以上のみ)	収入あり	◎ 収入のわかるもの (※1)
		別居 (※2)	収入なし	◎ 仕送り額の確認できるもの(振込明細書の控等) → 4月分～12月分
			収入あり	◎ 仕送り額の確認できるもの(振込明細書の控等) → 4月分～12月分 ◎ 収入のわかるもの (※1)
		子	学生 (平成11年4月1日以前生まれの方)	同居
別居 (※2)	◎ 在学証明書 ○ 課税(非課税)証明書(30歳以上の方)(注) ○ 収入のわかるもの(収入のある方)(※1) ○ 海外居住者(海外の被扶養者への仕送りが確認できるものが必要です。)			
学生以外 (平成11年4月1日以前生まれの方)	同居		収入なし	◎ 課税(非課税)証明書
			収入あり	◎ 課税(非課税)証明書 ◎ 収入のわかるもの (※1)
		別居 (※2)	収入なし	◎ 課税(非課税)証明書 ◎ 世帯全員の住民票(続柄入り) ◎ 仕送り額の確認できるもの(振込明細書の控等) → 4月分～12月分
			収入あり	◎ 課税(非課税)証明書 ◎ 世帯全員の住民票(続柄入り) ◎ 仕送り額の確認できるもの(振込明細書の控等) → 4月分～12月分 ◎ 収入のわかるもの (※1)
夫		同居	収入なし	◎ 課税(非課税)証明書
			収入あり	◎ 課税(非課税)証明書 ◎ 収入のわかるもの (※1)
		別居 (※2)	収入なし	◎ 課税(非課税)証明書 ◎ 世帯全員の住民票(続柄入り) ◎ 仕送り額の確認できるもの(振込明細書の控等) → 4月分～12月分
			収入あり	◎ 課税(非課税)証明書 ◎ 収入のわかるもの (※1) ◎ 世帯全員の住民票(続柄入り) ◎ 仕送り額の確認できるもの(振込明細書の控等) → 4月分～12月分

(※1) 「収入のわかるもの」とは
 <<給与収入の場合>>
 給与明細の写し直近3ヵ月分
 (なお、3ヵ月分の給与明細がないときは併せて雇用契約書の写し)
 <<年金収入の場合>>
 年金振込通知書・年金額改定通知書の写など
 (障害・遺族・年金基金等含む)

なお、30歳未満の学生の場合は、在学証明書(高校生以下は不要です)の添付があれば、給与明細の写し等の添付は不要です

(※2) 単身赴任による別居の場合、辞令の写にて確認できれば、同居の方と同様に取り扱います。つきましては「同居」としての添付書類と「辞令の写」の添付をお願いします。

(注) 年齢基準日 平成29年10月10日現在

- ◇ 課税(非課税)証明書、住民票、在学証明は、原本を添付してください。
(住民票は、マイナンバーの表示がないものをお願いします。)
- ◇ 必要に応じてその他の証明書等をお願いする場合がありますのでご了承ください。

平成29年度 被扶養者資格の確認のための添付書類一覧表（検認用）

被扶養者の続柄 (被保険者から見た続柄)	同居・別居 の別	被扶養者 の収入の 有・無	添付書類 ◎・・・必ず添付してください。 ○・・・該当の方は添付してください。
父母・祖父母・兄弟・姉妹・孫等	同居	なし	◎ 課税(非課税)証明書 ◎ 世帯全員の住民票(続柄入り) ○ 同居家族の収入のわかるもの(※1)
		あり	◎ 課税(非課税)証明書 ◎ 世帯全員の住民票(続柄入り) ◎ 収入のわかるもの(※1) ○ 同居家族の収入のわかるもの(※1)
	別居 (※2)	なし	◎ 課税(非課税)証明書 ◎ 世帯全員の住民票(続柄入り) ◎ 仕送り額の確認できるもの(振込明細書の控等) → 4月分～12月分 ○ 同居家族の収入のわかるもの(※1)
		あり	◎ 課税(非課税)証明書 ◎ 収入のわかるもの(※1) ◎ 世帯全員の住民票(続柄入り) ◎ 仕送り額の確認できるもの(振込明細書の控等) → 4月分～12月分 ○ 同居家族の収入のわかるもの(※1)
甥・姪・義父母・叔父母等	同居	なし	◎ 課税(非課税)証明書 ◎ 世帯全員の住民票(続柄入り) ○ 同居家族の収入のわかるもの(※1)
		あり	◎ 課税(非課税)証明書 ◎ 収入のわかるもの(※1) ◎ 世帯全員の住民票(続柄入り) ○ 同居家族の収入のわかるもの(※1)

(※1) 「収入のわかるもの」とは

≪給与収入の場合≫

給与明細の写し直近3ヵ月分

(なお、3ヵ月分の給与明細がないときは併せて雇用契約書の写し)

≪年金収入の場合≫

年金振込通知書・年金額改定通知書の写など

(障害・遺族・年金基金等含む)

なお、30歳未満の学生の場合は、在学証明書(高校生以下は不要です)の添付があれば、給与明細の写し等の添付は不要です

(※2) 単身赴任による別居の場合、辞令の写にて確認できれば、同居の方と同様に取り扱います。つきましては「同居」としての添付書類と「辞令の写」の添付をお願いします。

(注) 年齢基準日 平成29年10月10日現在

- ◇ 課税(非課税)証明書、住民票、在学証明は、原本を添付してください。
(住民票は、マイナンバーの表示がないものをお願いします。)
- ◇ 必要に応じてその他の証明書等をお願いする場合がありますのでご了承ください。